

平成五年法律第四十四号

## 協同組織金融機関の優先出資に関する法律

## 第一章 總則（第一条—第三条）

## 第二章 優先出資の発行（第四条—第十六条） 第三章 優先出資者の権利等（第十七条—第二二二条）

第二章 例文  
十二条

## 第四章 優先出資の譲渡等（第二十三条—第十八条）

## 第五章 優先出資証券（第二十九条—第三十二条）

## 第六章 優先出資者総会（第三十二条—第四十

## 第七章 雜則（第四十一条—第五十五条） 条)

## 第八章 罰則（第五十六條—第六十一条）

附見  
第一章 總則

**第一条** この法律は、協同組織金融機関について（目的）

て、自己資本の充実に資するため、普通出資を補至一らのとして優先出資と各行べきう利害

補完するものとして優先出資を発行できる制度を設けるとともに、優先出資者の権利の保護に

ついて定めることにより、協同組織金融機関の経営の健全性の確保を図ることを目的とする。

第二章 二の法理二六八「協同且或金融機關」

**第二条** この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

# 一 農林中央金庫

## 二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法

(昭和二十四年法律第二百八十一号) 第九条の事

九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

四三 信用金庫及び信用金庫連合会  
労働金庫及び労働金庫連合会

## 五 農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業司且合会）

業協同組合法（昭和二十一年法律第百三十一号）第十条第一項第三号（信用事業）の事業

を行ふものに限る。以下同じ。) 六 魚業協同組合(水産業協同組合法(昭和二

十三年法律第二百四十二号) 第十一条第一項  
第四号(信用事業)の事業三行の二限

第四号（信用事業）の事業を行ふものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法

第八十七条第一項第四号（信用事業）の事業を行ふものに限る。以下同じ。）、水産加工業

協同組合（同法第九十三条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同様。）及び小笠原三菱商事株式会社（同法

レ) 及び水産加工業協同組合連合会(同法)

第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行つものに限る。（以下同じ。）

この法律において「連合会等」とは、前項第一号から第六号までに掲げる者をいう。

この法律において「根拠法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

二 中小企業等協同組合法

三 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八百八十三号）

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第一百三十八号）

五 労働金庫法（昭和二十八年法律第一二百二十七号）

六 農業協同組合法

七 水産業協同組合法

八 この法律において「普通出資者」とは、農林中央金庫の会員及び連合会等の会員又は組合員をいう。

九 この法律において「普通出資者総会」とは、普通出資者が根拠法に基づいて払込みを行つた出資をの総会又は総代会をいう。

十 この法律において「理事」とは、農林中央金庫の理事及び連合会等の理事をいう。

十一 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

（会社法の規定を準用する場合の読み替え）

**第三条** この法律において会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合においては、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「会社」とあり、及び「株式会社」とあるのは「協同組織金融機関」と、「募集株式」とあるのは「募集優先出資」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法」（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。）と、「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録」（優先出資法第二十二条第一項第三号に規定する電磁的記録をいう。）と、「法務省令」とあるのは「優先出資法第五十条第三項に規定する主務省令」と、「登録株式質権者」とあるのは「登録優先出資質権者」と、「株券発行会

社」とあるのは「優先出資証券発行協同組織金融機関(優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関をいう。)」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿(記載事項)」とあるのは「優先出資者名簿(記載事項)」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「種類株式発行会社」とあるのは「種類優先出資発行協同組織金融機関(内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する協同組織金融機関をいう。)」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と読み替えるものとする。

## 第二章 優先出資の発行

### (優先出資の発行)

**第四条** 協同組織金融機関は、この法律の定めるところにより、優先出資を発行することができる。

2 優先出資の総口数が、普通出資の総口数の二分の一を超えるに至ったときは、協同組織金融機関は、直ちに、優先出資の総口数を普通出資の総口数の二分の一以下にするために必要な措置をとらなければならない。

3 優先出資の額面金額は、均一で、かつ、普通出資の一口の金額と同一でなければならない。

(定期記載事項)

**第五条** 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その口数及び内容について次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

### 一 優先出資の総口数の最高限度

### 二 優先的配当(普通出資者に対する剩余金の配当に先立つて優先出資者に対して行うべき剩余金の配当をいう。以下同じ。)の額の額面金額に対する率

### 三 優先出資者が優先的配当のほかに剩余金の配当を受けることができるときは、その旨及び優先出資者が受けられることができるこれらの剩余金の配当の額の額面金額に対する率の最高限度

四 優先出資者に対する剩余金の配当の額が優先的配当の額を下回った場合にその下回った額が翌事業年度の優先的配当の額に加算されないときは、その旨

五 優先出資者に対する残余財産の分配の内容と組合組織金融機関は、内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する場合には、その種類

ごとに前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第一項第二号の率及び同項第三号の最高限度について、それぞれその上限を定めれば足りるものとする。この場合においては、同項第一号に掲げる事項については、その上限の異なることに定めなければならない。

4 第一項第二号の率及び同項第三号の最高限度（前項前段の規定により上限を定めたときは、その上限）については、主務大臣が定める率を超えてはならない。

（募集事項の決定）

第六条 協同組織金融機関は、その発行する優先出資を引き受けける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資（当該募集に応じてこれらの優先出資の受け付けの申込みをした者に対する割り当てる優先出資をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項（以下「募集事項」という。）を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

- 一 募集優先出資の内容及び口数
- 二 募集優先出資の払込金額（募集優先出資一口と引換えに払い込む金額の額をいう。以下同じ。）
- 三 募集優先出資と引換えにする金額の払込みの期日又はその期間
- 四 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 五 募集優先出資の募集の方法

六 優先出資の払込金額は、額面金額を下回つてはならない。

7 第一項第二号の払込金額が優先出資者以外の者に対して特に有利な金額である場合には、第六章の定めるところにより、優先出資者総会を招集し、募集優先出資の内容、口数及び最低払込金額について、その承認を受けなければならぬ。この場合においては、理事は、優先出資者総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

8 前項の場合における議案の要領は、優先出資者総会の招集通知に記載しなければならない。

9 第三項の承認の決議は、第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の末日）が当該決議の日から六月以内の日で

ある同項の募集についてのみその効力を有する。

6 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

(募集事項の通知等)

第七条 協同組織金融機関は、前条第一項の募集事項を定めたときは、同項第三号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の二週間前までに、普通出資者及び優先出資者に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 第一項の規定は、協同組織金融機関が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の普通出資者及び優先出資者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

(優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与える場合)

第八条 協同組織金融機関は、優先出資の募集において、優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与えることができる。この場合においては、募集事項のほか、次に掲げる事項を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

1 優先出資者に対する次条第二項の申込みをするにより当該協同組織金融機関の募集に優先出資(内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する協同組織金融機関(以下「種類優先出資発行協同組織金融機関」という。)においては、当該優先出資者の有する種類の優先出資と同一の種類のもの)の割当てを受ける権利を与える旨

2 前号の募集優先出資の引受けの申込みの期日には、同項第一号の優先出資者は、その有する優先出資の口数に応じて募集優先出資の割当てを受ける権利を有する。ただし、当該優先出資者が割当てを受ける募集優先出資の口数に一口に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 協同組織金融機関は、第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、同項第二号の期日の二週間前にて、同項第一号の優先出資者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 募集事項  
二 当該優先出資者が割当てを受ける募集優先出資の口数  
三 第一項第二号の期日

4 第六条第三項から第五項まで及び前条の規定は、前三項の規定により優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与える場合には、適用しない。

(募集優先出資の申込み)

第九条 協同組織金融機関は、第六条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

1 協同組織金融機関の名称  
2 普通出資一口の金額及び総口数  
3 第五条第一項第一号に規定する優先出資の総口数の最高限度  
4 発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数  
5 募集事項

6 第十五条の規定により、協同組織金融機関が消却のために自己の優先出資を取得することにある旨

7 銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行、信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社その他これに準ずるものとして主務省令で定めるものをいう。)の払込みの取扱いの場所

八 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

九 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

十 第十条 協同組織金融機関は、申込者の中から募集優先出資の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集優先出資の口数を定めなければならない。この場合において、協同組織金融機関は、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を、前条第二項第一号の口数よりも減少することができる。

(募集優先出資の割当て等)

十一 第十一条 協同組織金融機関は、申込者の中から募集優先出資の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集優先出資の口数を定めなければならない。この場合において、協同組織金融機関は、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を、前条第二項第一号の口数よりも減少することができる。

(募集優先出資の割当て等)

十二 第十二条 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

十三 第十三条 協同組織金融機関は、第八条の規定により優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与えた場合において、優先出資者が同項第一号の期日までに前条第二項の申込みをしないときは、当該優先出資者には、募集優先出資の割当てを受ける権利を失う。

(優先出資者となる時期等)

十四 第十四条 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日を定めた場合にあっては、その期間の初日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

十五 第十五条 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日を定めた場合にあっては、その期間の初日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

十六 第十六条 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日を定めた場合にあっては、その期間の初日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

十七 第十七条 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日を定めた場合にあっては、その期間の初日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

十八 第十八条 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日を定めた場合にあっては、その期間の初日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

十九 第十九条 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日を定めた場合にあっては、その期間の初日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

二十 第二十条 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日を定めた場合にあっては、その期間の初日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

二十一 第二十一条 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日を定めた場合にあっては、その期間の初日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に對して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

二十一 第二十二条 協同組織金融機関は、第一項各号に規定する場合にあっては、その者に引き受けた募

集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

二十二 第二十三条 協同組織金融機関は、第一項各号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、その者に引き受けた募

集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

二十三 第二十四条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

二十四 第二十五条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

二十五 第二十六条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

二十六 第二十七条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

二十七 第二十八条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

二十八 第二十九条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

二十九 第三十条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

三十 第三十一条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

三十一 第三十二条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

三十二 第三十三条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

三十三 第三十四条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

三十四 第三十五条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

三十五 第三十六条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

三十六 第三十七条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

三十七 第三十八条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

三十八 第三十九条 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

三十九 第四十条 协同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

四十 第四十一条 协同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

四十一 第四十二条 协同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者をした者(以下この章において「申込者」といいう。))に通知しなければならない。

二二 前条第四項の契約により募集優先出資の総口数を引き受けた者その者が引き受けた募集優先出資の引受けの申込みをしようとする場合その他の募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

二三 第二十三条 協同組織金融機関は、第一項各号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、その者に引き受けた募

集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

二四 第二十四条 協同組織金融機関は、第一項各号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、その者に引き受けた募

集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

二五 第二十五条 協同組織金融機関は、第一項各号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、その者に引き受けた募

集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

二六 第二十六条 協同組織金融機関は、第一項各号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、その者に引き受けた募

集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

二七 第二十七条 協同組織金融機関は、第一項各号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、その者に引き受けた募

集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

二八 第二十八条 協同組織金融機関は、第一項各号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、その者に引き受けた募

集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

二九 第二十九条 協同組織金融機関は、第一項各号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、その者に引き受けた募

集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

三〇 第三十条 協同組織金融機関は、第一項各号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、その者に引き受けた募

集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

優先出資法第六条第一項」と、「株式の発行又は自己株式の処分」とあるのは「優先出資の發行」と、同法第二百十一条第一項中「第二百五条第一項」とあるのは「優先出資法第十条第四項」と、同条第二項中「第二百九条第一項」とあるのは「優先出資法第十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第二百十二条第一項（第一号を除く。以下この項において同じ。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた場合等の責任）の規定は募集優先出資を優先出資の引受人が理事又は經營管理委員と通じて著しく不公正な払込金額で募集優先出資を引き受けた場合について、同法第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）及び第二百十三条の三（出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が第十一条第二項の規定による払込みを仮装した場合について、同法第七編第二章第二节（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の一、第八百五十五条及び第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの項において準用する同法第二百十二条规定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項及び第八百四十九条第一項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第二百十三条の二（第二項中「総株主」とあるのは「普通出資者及び優先出資者」と、同法第二百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者である者」と、同設置会社にあっては「執行役を含む。」）とあるのは「理事又は經營管理委員」と、同法第二百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することのできない単元未満株主を除く。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者である者」と、同

若しくは優先出資者」と、同条第三項及び第五項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同条第四項中「株主又は同項の發起人等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者又は理事若しくは経営管理委員」と、同法第八百四十七条の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「株主等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人」とあるのは「協同組織金融機関が、理事及び経営管理委員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第八百五十条第四項（和解）中「第五十五条、第一百二条の二第二项、第一百三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二项、第二百八十六条の二第二项、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条の二第二项（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項、中小企業等協同組合法第三十八条の二第二项、信用金庫法第三十九条第三项、労働金庫法第四十二条第三项、農業協同組合法第三十五条の六第三项及び水産業協同組合法第三十九条の六第三项（同法第九十二条第三项、第九十六条第三项及び第一百条第三项において準用する場合を含む。）と、同法第八百五十三条第一项第一号（再審の訴え）中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

に限る。) (会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第二号に係る部分に限る。) (被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条から第八百四十三条まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぼす者の範囲、無効又は取消しの判断の効力、新株発行の無効判決の効力)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十二条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第二号に係る部分に限る。) (即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条から第八百七十七条まで(非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合)及び第八百七十八条第一項(裁判の効力)の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第一項第二号中「六箇月以内」(公開会社でない株式会社においては、株式の発行の効力が生じた日から「一年以内」とあるのは「六箇月以内」と、同法第二項第二号中「株主等」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、同法第八百四十四条第一項中「払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額」とあるのは「払込みを受けた金額」と、「旧株券(前条の規定により効力を失つた株式に係る株券をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「旧優先出資証券(前条の規定により効力を失つた優先出資に係る優先出資証券をいう。)」と、同条第二項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

**第十五条** 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の決議によつて、資本金の額を変更することなく、優先出資の消却を行うことができる。  
一 第十九条第一項の規定による剩余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して得た額の全部又は一部をもつて自己の優先出資を取得して消却を行う場合  
二 普通出資の増加によつて得た資金をもつて自己の優先出資を取得して消却を行う場合  
協同組織金融機関は、優先出資の消却を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならぬ。  
額面金額を超える額を取得の対価として第一項第一号の優先出資の消却を行う場合には、消却後の普通出資の額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。  
第一項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。  
会社法第二百十九条（第一項各号、第二項各号及び第四項を除く。）（株券の提出に関する公告等）及び第二百二十条（株券の提出をすることができない場合）の規定は、優先出資を発行している協同組織金融機関が消却のために自己の優先出資を取得する場合について準用する。  
この場合において、同法第二百十九条第一項中「当該各号に定める」とあるのは、「消却のために取得する」と、「株券提出日の」とあるのは「当該取得の効力が生ずる日の」と、同条第二項中「株券提出日」とあるのは、「当該取得の効力が生ずる日」と、「当該各号に定める者」とあるのは、「当該取得の効力が生ずる日」と、「当該優先出資証券発行協同組織金融機関」と、「金銭等」とあるのは、「金銭」と、同条第三項中「第一項各号に定める」とあるのは、「当該優先出資は「消却のために取得する」と、「株券提出日」とあるのは、「当該取得の効力が生ずる日」と、「当該各号に定める」と、「同条第二項の金銭等」とあるのは、「前条第二項の金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## (優先出資の分割)

**第十六条** 協同組織金融機関は、優先出資の分割をすることができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の分割をしようとするときは、その都度、普通出資者総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 優先出資の分割により増加する優先出資の総口数の優先出資の分割前の発行済優先出資（種類優先出資発行協同組織金融機関にあっては、第三号の種類の発行済優先出資）の総口数に対する割合及び当該優先出資の分割に係る一定の日

二 優先出資の分割がその効力を生ずる日

三 協同組織金融機関が種類優先出資発行協同組織金融機関である場合には、分割する優先出資の種類

4 普通出資の総額と優先出資の額面金額に分割後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

5 第二項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。

6 会社法第一百八十四条第一項（効力の発生等）及び第二百五十三条第三項（株券の発行）の規定は、協同組織金融機関の優先出資の分割について準用する。この場合において、同法第一百八十九条第一項中「基準日において株主名簿に記載され、又は記録された、記録されている株主」とあるのは、「前条第二項第三号の種類の種類株主」とあるのは、「口数」と、同法第二百五十五条第三項中「第百八十三条第二項第二号」とあるのは、「優先出資者」と、「基準日に有する」とあるのは、「同項第一号の一一定の日に有する」と、「数」とあるのは、「口数」と、同法第二百五十五条第三項中「第百八十三条第二項第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第二百三十四条第一項（各号を除く。）から第五項まで（一に満たない端数の処理）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第

八百六十九条（疎明）、第八百七十七条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分）に限る。（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、協同組織金融機関の発行する優先出資の分割により一口に満たない端数を生ずる場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「合計数」とあるのは「合計口数」と、「相当する数」とあるのは「相当する口数」と、同条第四項第一号中「数」とあるのは「口数」と、同条第五項中「取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議」とあるのは「理事会を設置する協同組織金融機関においては、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第三章 優先出資者の権利等

（普通出資者総会における議決権等）

第十七条 優先出資者は、優先出資に於ける普通出資者総会における議決権その他の根拠法による普通出資者の権利を有しない。

（優先出資者の責任）

第十八条 優先出資者の責任は、その有する優先出資の引受け価額を限度とする。

（優先出資者に対する剩余金の配当）

第十九条 優先出資者に対する剩余金の配当は、事業年度終了日の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額を限度として行うことができる。）

（資本金の額）

二 資本準備金及び法定準備金の合計額

三 根拠法に基づいて当該事業年度において積み立てなければならない法定準備金の最低額

（農業協同組合又は漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合にあっては、その額に農業協同組合法第五十一条第七項（剩余金の繰越し）又は水産業協同組合法第五十五条第七項（剩余金の繰越し）（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該事業年度において翌事業年度に繰り越さなければならない繰越し金の最低額を加え

た額）

四 その他主務省令で定める額

（普通出資者に対する剩余金の配当は、根拠法の規定にかかるわらず、優先出資者に対する優先

的配当を行つた後でなければ、行つてはならない。

（優先出資者に対する残余財産の分配）

第十二条 優先出資者に対する残余財産の分配は、優先出資の額面金額（解散の日の直前の事業年度において、前条第三項の規定により翌事業年度の優先的配当の額に加算されるべき額がある場合は、第五条第一項第二号及び第三号の率の計算によっては、その加算した額は、剩余金の配当に含まれるものとする。

（協同組織金融機関は、優先出資者に対する剩余金の配当の額を下回る額と等しいときは、この限りでない。）

（前項本文の場合においては、理事は、優先出資者総会において、同項本文の剩余金の処分を行う理由を開示しなければならない。ただし、優先出資者に対する剩余金の配当の限度額に等しいときは、この限りでない。）

（前項本文の場合における議案の要領は、優先出資者総会において、同項本文の剩余金の処分を集し、その承認を受けなければならない。ただし、優先出資者に対する剩余金の配当の合計額については、その加算した額は、剩余金の配当に含まれるものとする。）

（協同組織金融機関は、優先出資者に対する剩余金の配当の額を下回る額と等しいときは、この限りでない。）

（前項本文の場合においては、理事は、優先出資者総会において、同項本文の剩余金の処分を行なう理由を開示しなければならない。）

（前項本文の場合における議案の要領は、優先出資者総会において、同項本文の剩余金の処分を行なう理由を開示しなければならない。）

12 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資者の有する優先出資の口数（剩余金の配当について優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこととする旨の定めがある場合にあっては、各種類の優先出資の口数）に応じてしなければならない。

（協同組織金融機関は、定款で定めるところに於ける優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこととする旨の定めがある場合にあっては、各種類の優先出資の口数）に応じてしなければならない。

電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

優先出資者は、協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、普通出資者の名簿その他事務所に備え置かれた政令で定める書類(以下この条において「名簿等」という。)について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 名簿等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 名簿等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

三 優先出資者は、協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、貸借対照表、損益計算書その他の事務所に備え置かれた政令で定める書類(以下この項において「計算書類等」という。)について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該協同組織金融機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて協同組織金融機関の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

一 協同組織金融機関は、第二項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。当該請求を行う優先出資者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。二 優先出資者が当該協同組織金融機関の業務の遂行を妨げ、又は普通出資者及び優先出資

者の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

三 優先出資者が名簿等の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。

四 優先出資者が、過去二年以内において、名簿等の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことのあるものであるとき。

五 次に掲げる訴えは、農林中央金庫又は連合会等の発行する優先出資の優先出資者も、提起することができる。

一 農林中央金庫又は連合会等における出資一口の金額の減少の無効の訴え

二 農林中央金庫又は連合会等の合併の無効の訴え

三 農林中央金庫又は連合会等の役員等の責任を追及する訴え(農林中央金庫法第四十条の一条及び水産業協同組合法第四十四条に規定する役員等の責任を追及する訴えをいう。)

四 中小企業等協同組合法第三十九条、協同組合による金融事業に関する法律第五条の九第三項、信用金庫法第三十九条の六、労働金庫法第四十二条の六、農業協同組合法第四十一条及び水産業協同組合法第四十四条に規定する役員等の責任を追及する訴えをいう。)

五 農林中央金庫又は連合会等の役員等の責任を追及する訴え(農林中央金庫法第四十条の一条及び水産業協同組合法第三十九条、協同組合による金融事業に関する法律第五条の九第三項、信用金庫法第三十九条の六、労働金庫法第四十二条の六、農業協同組合法第四十一条及び水産業協同組合法第四十四条に規定する役員等の責任を追及する訴えをいう。)

六 六月(これを下回る期間を定款で定めた場合においては、その期間)前から引き続き優先出資者有する農林中央金庫又は連合会等の優先出資者は、理事が協同組織金融機関の目的的範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該協同組織金融機関に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に對し、当該行為をやめることを請求することができる。

七 第四章 優先出資の譲渡等

(優先出資の譲渡)  
第一二三条 優先出資者は、その有する優先出資を譲渡することができる。

二 協同組織金融機関は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

三 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

四 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

五 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

六 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

七 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

八 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

九 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

十 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

十一 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

十二 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

十三 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

十四 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

十五 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関(以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。)の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

名簿記載事項の記載又は記録)並びに第百五十一条の二(信託財産に属する株式についての対抗要件等)の規定は協同組織金融機関の優先出資の優先出資者に対する通知等について準用する。この場合において、同法第二十二条第一項第一項中「前条第一号」とあり、及び同法第一百五十四条の二第二項中「第一百二十二条第一号」とあるのは、「優先出資法第二十五条第一項第一号」と、同法第二十二条第二項中「株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあっては、代表執行役。次項において同じ。)」とあり、及び同条第三項中「株式会社の代表取締役」とあるのは、「協同組織金融機関を代表する理事」と、同法第二十四条第一項、第二項及び第四項中「基準日株主」とあるのは「基準日优先出資者」と、同項中「株主総会又は種類株主総会」とあるのは「優先出資者総会」と、同号」と、同法第二十五条第一項中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人(優先出資法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理者)」とする。

六 優先出資の譲渡は、その優先出資を

あるときは、「この限りでない。

七 優先出資証券の発行前にした譲渡は、優先出

資証券発行協同組織金融機関に對し、その効力を

生じない。

八 優先出資証券の交付を受けた者は、当該優先出

資証券の占有者

に質権を設定することができる。

九 優先出資証券発行協同組織金融機関の優先出

資の質入れは、当該優先出資に係る優先出資

証券を交付しなければ、その効力を生じない。

十 会社法第一百四十七条から第一百五十条まで(株式の質入れの対抗要件、株主名簿の記載等、株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等、登録株式質権者に対する通知等)、第一百五十二条第一項(各号を除く。)、第一百五十二条第三項、第一百五十三条第三項並びに第一百五十四条第一項(各号を除く。)(株式の質入れの効

果)の規定は優先出資を質権の目的とする場合について、同法第百九十六条(第三項を除く。)(株主に対する通知の省略)の規定は優先出資の登録優先出資権者に対する通知について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四十九条第二項中「株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあっては、代表執行役。次項において同じ。)」とあり、及び同条第三項中「株式会社の代表取締役」とあるのは「協同組織金融機関を代表する理事」と、同法第二百五十二条第一項中「次に掲げる行為」とあるのは「優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併(合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。)」又は「優先出資の取得」と、「金銭等(金銭その他財産をいう。以下同じ。)」とあるのは「金銭」と、同法第二百五十四条第一項中「金銭等(金銭に限る。)」又は同条第二項の金銭とあるのは「金銭」と、同条第二項中「次の各号に掲げる行為」とあるのは「優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併(合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。以下この項において同じ。)」又は「優先出資の取得」と、「当該各号に定める者」とあるのは「協同組織金融機関等(優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配又は優先出資の取得をした場合にあつては当該協同組織金融機関、組織変更をした場合にあつては組織変更後の法人、合併をした場合にあつては合併後存続し又は合併により設立された法人をいいう。)」と、「金銭等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(自己)の優先出資の取得等)

**第二十八条** 協同組織金融機関は、次に掲げる場合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なときの他政令で定めるやむを得ない事情があるとき。

三 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資を消却し、同項第二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

4 合を除くほか、当該協同組織金融機関の優先出資を取得してはならない。

一 合併又は他の会社(外国会社その他の法人を含む。)の事業の全部の譲受けによるとき。

二 子会社の権利の実行に当たりその目的を達成するため必要なとき。

三 前項に規定する「子会社」とは、協同組織金融機関が総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有する株式会社をいう。この場合において、協同組織金融機関及びその一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社は、当該協同組織金融機関の子会社とみなす。以下この項及び第三十三条第三項において同じ。)の過半数を超える議決権を保有する株式会社をいう。この場合において、協同組織金融機関及びその一若しくは二以上の子会社が子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社は、当該協同組織金融機関の子会社とみなす。

5 同じ。は、第三項各号に掲げる場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社が子会社となつたことを知つた際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも、同様とする。

**第五章 優先出資証券**

(優先出資証券の発行)

**第二十九条** 協同組織金融機関は、その優先出資(種類優先出資発行協同組織金融機関にあっては、全部の種類の優先出資)に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めることができる。

1 優先出資証券発行協同組織金融機関は、優先出資を発行した日以後遅滞なく、当該優先出資に係る優先出資証券を発行しなければならない。

(優先出資証券の記載事項)

**第三十条** 優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、協同組織金融機関を代表する理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 当該優先出資証券に係る優先出資の口数

三 優先出資の額面金額

4 (優先出資証券等についての会社法の準用)

**第三十一条** 会社法第二百一十七条(株券不所持の申出)及び第二百十八条(株券を発行する旨の定款の定めの廃止)の規定は、優先出資証券発行協同組織金融機関について準用する。この場合において、同法第二百十七条第二項中「数」とあるのは「口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 合同の取扱いについて定款で定めるとき

3 その有する優先出資一口について一個の議決権を有する。

4 前号の取扱いについて定款で定めたとき

5 は、その取扱いについての定款の変更

(優先出資者総会における議決権)

2 前項の規定にかかわらず、協同組織金融機関は、その有する自己の優先出資について、同項の議決権を有しない。

3 協同組織金融機関又はその子会社が、合算して、他の株式会社の総株主の議決権の四分の一を超える議決権を有する場合には、その株式会社は、当該協同組織金融機関の優先出資について、第一項の議決権を有しない。

**第三十二条** 協同組織金融機関は、第六条第三項並びに第十九条第五項及び第八項に定める場合のほか、次に掲げる行為で全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合は、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならぬ。ただし、定款の定めるところに従つて第二

四 優先出資の内容

(優先出資証券等についての会社法の準用)

**第三十三条** 会社法第二百三十九条(株券喪失登録簿記載事項)とあるのは「優先出資証券喪失登録簿及び優先出資証券喪失登録簿記載事項」とあるのは「優先出資証券喪失登録簿記載事項」と、「株券喪失登録日」とあるのは「優先出資証券喪失登録日」と、「株券喪失登録者」とあるのは「優先出資証券喪失登録者」と、同法第二百二十二条第一号(株券喪失登録簿)中「第二百十八条第二項又は第二百十九条第三項」とあるのは「優先出資法第十五条第五項において準用する第二百十九条第三項」とあるのは「優先出資法第十二条第一項において準用する第二百十九条第二項」と、「株式の発行又は自己株式の処分」とあるのは「優先出資の発行」と、同法第二百二十二条(株券喪失登録簿に関する事務の委託)中「第二百二十三条の規定の適用について準用する第二百十九条第三項又は優先出資法第三十一条第一項において準用する第二百十九条第二項」と、「株式の発行又は自己株式の処分」とあるのは「優先出資の発行」と、同法第二百三十一条第三項(株券喪失登録の効力)中「株主総会又は種類株主総会」とあるのは「優先出資者総会」と、同法第二百三十二条第一項(株券喪失登録簿の備置き及び閲覧等)中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人(優先出資法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第六章 優先出資者総会**

(優先出資者総会の招集事由)

**第三十四条** 優先出資者総会の決議は、発行済優先出資の総口数の過半数の優先出資を有する者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数により行う。

2 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

(優先出資者総会の招集)

**第三十五条** 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

2 優先出資者総会の招集事由があるにもかかわらず、優先出資者総会が招集されないとときは、回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上に議決権を六月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き有する優先出資者は、理事(農林中央金庫又は経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会にあつては、経営管理委員)に対し、優先出資者総会の目的である事項



（同法第二条の三において、登録をされた場合を除く。）又は水産業協同組合法第四十二条の二第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事、経営管理委員、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）「と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

## 第七章 雜則

### （役員等の責任）

第七章

又は水産業協同組合法第四十二条の二第一項  
（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び  
第一百条第三項において準用する場合を含む。）  
の規定により理事、経営管理委員、監事又は清算  
算人としての権利義務を有する者を含む。」と  
読み替えるものとするほか、必要な技術的読替  
えは、政令で定める。

下この条において同じ。)がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は優先出資に関する定款の規定に違反したときは、協同組織金融機関に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の行為によつて農林中央金庫又は連合会等に損害が生じたときは、次に掲げる農林中央金庫又は連合会等の役員等は、当該行為を行つたものと推定する。

一 農林中央金庫又は連合会等が当該行為をすることを決定した役員等

二 当該行為に関する理事会の承認の決議に賛成した役員等

3 第一項の役員等の責任は、総普通出資者及び総優先出資者の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、農林中央金庫又は連合会等の役員等が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、当該役員等がその在職中に農林中央金庫又は連合会等から職務の執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一 年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、根拠法による普通出資者総会の特別の決議及び優先出資者総会の決議によつて免除することができる。

一 農林中央金庫又は連合会等を代表する理事六

二 前号に掲げる理事以外の理事(第二条第一項第三号に掲げる者にあつては信用金庫法第三十九条第四項第二号に掲げるものに限り、第二条第一項第四項第二号に掲げる者にあつては労働金庫法第四十二条第四項第二号に掲げるものに限り。)又は経営管理委員四

三 前二号に掲げる理事以外の理事、監事又は会計監査人二

前項に規定する「根拠法による普通出資者総会の特別の決議」とは、農林中央金庫にあつては農林中央金庫法第四十九条第一項、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行つ協同組合連合会にあつては同法第五十三条、信用金庫及び信用金庫連合会にあつては信用金庫法第四十八条の三、労働金庫及び労働金庫連合会にあつては労働金庫法

第五十三条 農業協同組合及び農業協同組合連合会にあっては農業協同組合組合法第四十六条、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会にあっては水産業協同組合法第五十条（同法第九十二条规定）、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。の決議をいう。

第四項の場合には、理事（農林中央金庫並びに経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会にあっては、経営管理委員。次項において同じ。）は、第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 第四項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第四項の責任の免除に関する議案を同項の普通出資者総会及び優先出資者総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては各監事とし、農林中央金庫にあっては監事会とする。）の同意を得なければならない。

8 第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会の決議があつた場合において、農林中央金庫又は連合会等が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、普通出資者総会及び優先出資者総会の承認を受けなければならぬ。

9 役員等が協同組織金融機関に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帶債務者とする。

（資本金及び資本準備金）

**第四十二条 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金は、第十五条第一項、次項、第四項ただし書及び第四十四条第二項に規定する場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた払込金額の総額の合計額とする。**

2 優先出資の払込金額のうち額面金額を超える額は、払込金額の二分の一の範囲内において、資本金として計上しがちである。

3 優先出資の払込金額のうち資本金として計上しない額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、その額を減少してはならない。ただし、行政庁の認可を受けて、その全部又は一部を資本金として計上する場合は、この限りでない。

5 法定準備金をもつて損失のてん補に充てる場合を除くほか、その額を減少してはならない。ただしこれに充てることはできない。

**第四十三条** 優先出資は、根拠法にいう出資ではない。

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本金の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫法第四条（資本金）、第六十一条（農林債の発行）、第七十六条第二項（準備金の積立て）及び第五十七条第一項第一号（剩余金の配当） 資本金、払込資本金及び資金の額

二 協同組合による金融事業に関する法律第二条（出資の金額）及び第五条の十二第一号（剩余金の配当） 出資の総額、出資の額及び出資金

三 信用金庫法第五条（出資の総額の最低限度）、第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行限度）、第五十六条第一項（法定準備金）及び第五十七条第一項第一号（剩余金の配当） 出資の総額

四 労働金庫法第七条（出資の総額の最低限度）、第六十条第一項（法定準備金）及び第六十一条第一項第一号（剩余金の配当） 出資の総額

五 農業協同組合法第十条の三（出資の総額の最低限度）、第十一条の十八第一号（共済事業に係る経営の健全性の基準）、第五十二条第一項（準備金）及び第五十二条第一項第一号（剩余金の配当） 出資の総額及び出資総額

六 水産業協同組合法第十三条の四第一項（出資の総額の最低限度）（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第一号（共済事業に係る経営の健全性の基準）（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第二項（準備金及び

（繰越金）（同法第九十二条第三項 第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十六条第一条第一項第一号（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）出資の総額及び出資額

優先出資を発行している協同組織金融機関について、当該各号に定める規定に規定する準備金は、前条第三項に規定する資本準備金を含むものとする。

一 農林中央金庫法第七十七条第一項（剰余金の配当）同項第一号

二 協同組合による金融事業に関する法律第五条の十二（剰余金の配当）同条第二号

三 信用金庫法第五十七条第一項（剰余金の配当）同項第一号

四 労働金庫法第六十一条第一項（剰余金の配当）同項第一号

五 農業協同組合法第五十二条第一項（剰余金の配当）同項第一号

六 水産業協同組合法第五十六条第一項（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）同法第五十六条第一項第二号（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）

（優先出資に係る資本金の額の減少）

**第四十四条** 優先出資を発行している協同組織金融機関が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の決議をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

前項の場合には、資本金の額は、従前の資本金の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額に減少する。

3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本金の額の減少を行うことはできない。

（登記）

一 第五条第一項から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度

二 発行済優先出資の総口数並びに種類及び種類ごとの口数

三 優先出資発行後の資本金の額から普通出資の総額を控除して得た額

四 優先出資証券発行協同組織金融機関であるときは、その旨

五 優先出資者名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

六 第四十一条第四項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

3 この法律に基づく訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、協同組織金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。この場合においては、嘱託書に裁判判書の副本を添付しなければならぬ。

（認可の条件）

第四十八条 行政庁は、この法律の規定による認定による行政庁の認可を受けた事項を実行したときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（認可の失効）

第四十九条 協同組織金融機関がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可是、効力を失う。

（主管行政庁等）

第五十条 この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合、漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は一の都道府県の区域の一部をその地区的全部とする農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会については都道府県知事、その他の協同組合会についても主務大臣とする。

2 この法律における主務大臣は、優先出資を行する協同組織金融機関の根拠法に基づく主務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

一 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣

二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会 内閣総理大臣

三 信用金庫及び信用金庫連合会 内閣総理大臣

四 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

五 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 漁業協同組合 漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣  
(権限の委任等)

2 第五十二条 この法律による主務大臣の権限について、前条の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの（政令で定めるものを除く。）は、金融庁長官に委任する。

前項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの法律による農林水産大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、これを地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。

3 この法律による農林水産大臣又は厚生労働大臣の権限及び第一項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。  
(書類の経由)

第五十三条 この法律（第五十一条第三項を除く。）の規定により都道府県が処理することと

されている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。  
（政令の委任）

**第五十四条** この法律に定めるもののほか、優先出資者に対する剩余金の配当の支払の場所、この法律の規定による認可の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、政令で定める。  
（経過措置）

**第五十五条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

**第八章 罰則**

**第五十六条** 協同組織金融機関の理事、經營管理委員若しくは監事又は支配人、參事その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人（以下「役員等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 何人の名義をもつてするかを問わず、協同組織金融機関の計算において不正にその優先出資を取得し、又は質権の目的としてその優先出資を受けたとき。

二 第十九条の規定又は第五条の規定に基づいて定められた定款の規定に違反して剩余金の配当を行つたとき。

三 優先出資を発行している協同組織金融機関の事業の範囲外において、投機取引のために当該協同組織金融機関の財産を処分したとき。

**第五十七条** 役員等又は優先出資の募集の委託を受けた者が、優先出資を引き受ける者の募集をするに当たり、協同組織金融機関の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを使ひ、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

優先出資の売出しを行う者が、その売出しに  
関する文書であつて重要な事項について虚偽の  
記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成  
に代えて電磁的記録の作成がされている場合に  
おける当該電磁的記録であつて重要な事項につ  
いて虚偽の記録のあるものをその売出しの事務  
の用に供したときも、前項と同様とする。

**第五十八条** 役員等が、優先出資の発行に係る払  
込みを仮装するため預合いを行つたときは、五  
年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に處  
し、又はこれを併科する。預合いに応じた者  
も、同様とする。

**第五十九条** 理事が、第五条第一項第一号の定款  
に定められた最高限度を超えて優先出資を發行  
したときは、五年以下の懲役又は五百円以下  
の罰金に処する。

**第六十条** 法人（法人でない団体で代表者又は管  
理人の定めのあるものを含む。以下この項にお  
いて同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代  
理人、使用人その他の従業者が、その法人又は  
人の業務又は財産に関し、第五十七条及び第五  
十八条の違反行為をしたときは、その行為者を罰  
するほか、その法人又は人に対して当該各条  
の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を处罚する  
場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行  
為につきその団体を代表するほか、法人を被告  
人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法  
律の規定を準用する。

**第六十一条** 協同組織金融機関の理事、経営管理  
委員、監事、支配人、参事、優先出資者名簿管  
理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該當  
する場合には、百万円以下の過料に処する。た  
だし、その行為について刑を科すべきときは、  
この限りでない。

一 この法律（この法律において準用する会社  
法を含む。次号において同じ。）の規定によ  
る公告若しくは通知をすることを怠つたと  
き、又は不正の公告若しくは通知をしたと  
き。

二 この法律の規定に違反して、正当な理由が  
ないのに、書類若しくは電磁的記録に記録さ  
れた事項を主務省令で定める方法により表示  
したもののが閲覧若しくは譲り受け又は書類の原本  
若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録され  
た事項を電磁的方法により提供すること若し  
くはその事項を記載した書面の交付を拒んだ  
とき。



定並びに附則第六条中農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第三項及び第十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第十三条ノ三第三項及び第四十条ノ二第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八百八十三号）第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第八百七十七条）第四十二条第一項の改正規定、附則第十六条中信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十一条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十六条の規定、附則第二十七条中保険業法（平成七年法律第一百五号）第五十五条第一項に一項を加える改正規定、同法第五十五条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百二十二条の二第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第一百五十五条第二項、第百十八条第一項、第百十九条及び第一百九十九条の改正規定並びに同法附則第五十九条第二項及び附則第九十条第二項を削る改正規定、附則第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百一条第一項及び第一百二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）一部を改正する

附則（平成一三年六月二九日法律第九四号）少

（施行期日）第一条 本法律は、公布の日から起算して五年

及て房主の夫婦に關する治癒の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第十三百五条、第十三百六条、第十三百二十九条第二項、第十三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定。公布の日

**第一条** (施行期日)  
この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三章（第三条を除く）及び次条の規定  
平成十二年七月一日

附則（平成二年五月三日法律第九三号）抄

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二一 略  
第一条、第二条、第四条及び第五条並びに

附則第二条、第三条、第四条第一項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十三条及び第

二十四条の規定 公布の日から起算して、一月を超えない範囲内において政令で定める日

### 三 附則第二十二条の規定（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第

五十三条の改正規定に限る。) 平成十二年七月一日

四 附則第十条第一項、第十四条及び第二十二条の規定（中央省庁等改革関係法施行法第五

十三条の改正規定を除く。) 平成十三年一月  
六日

**(罰則の適用に関する経過措置)**

た行為及びこの附則の規定によりなれど前例によることとされる事項に係る各改正規定の施行二ヶ月後より適用する。

行後にした行為に対する罰則の適用について  
は、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

判例(立成)一三年六月二七日法律第八  
条は定めるもののはか、この法律の施行は際し  
必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年六月二十九日法律第ハ〇号）

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 貝(平成一三年六月二九日法務省)  
三号) 抄

**第一条** 〔施行期日〕この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

二十九条中会社更生法（平成十四年法律五百四号）第二百五十三条及び第二百四十四条において準用する旧商法改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第三十八条 優先出資（第四条の規定による改正前の協同組織金融機関の優先出資に関する法律）**

（以下この条において「旧優先出資法」という。）第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。）の消却をしようとする協同組織金融機関（旧優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関）（以下この条において「旧優先出資法」）と同一の規定による公告又は通知をした場合においては、新優先出資法第五条の規定により通知をした場合においては、新優先出資法第二百五十三条において準用する新商法第二百五十五条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 協同組織金融機関の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該協同組織金融機関が一部施行日前に旧優先出資法第十一条において準用する旧商法第二百八十九条ノ十第七条の規定による公告又は通知をしたときは、新優先出資法第十四条において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」といいう。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了のまでは、同項の協同組織金融機関は、優先出資者名簿（新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿）をいいう。）の記載の変更を行わないことができる。

4 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた協同組織金融機関が新優先出資法第十六条第五項において準用する新商法第二百十九条第一項及び新優先出資法第六条第五項において準用する新商法第二百八十条ノ四第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後日の日でなければならない。

5 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款のある協同組織金融機関であつて旧

優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において政令で定める日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第三十九条 優先出資（第四条の規定による改正前の協同組織金融機関の優先出資に関する法律）**

（以下この条において「旧優先出資法」という。）第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。）の消却をしようとする協同組織金融機関（旧優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関）（以下この条において「旧優先出資法」）と同一の規定による公告又は通知をした場合においては、新優先出資法第五条の規定により通知をした場合においては、新優先出資法第二百五十三条において準用する新商法第二百五十五条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 協同組織金融機関の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該協同組織金融機関が一部施行日前に旧優先出資法第十一条において準用する旧商法第二百八十九条ノ十第七条の規定による公告又は通知をしたときは、新優先出資法第十四条において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」といいう。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了のまでは、同項の協同組織金融機関は、優先出資者名簿（新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿）をいいう。）の記載の変更を行わないことができる。

4 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた協同組織金融機関が新優先出資法第十六条第五項において準用する新商法第二百十九条第一項及び新優先出資法第六条第五項において準用する新商法第二百八十条ノ四第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後日の日でなければならない。

5 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款のある協同組織金融機関であつて旧

優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において政令で定める日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第四十条 附則（平成一六年一二月一〇日法律第六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、会社法の施行の日から施行する。

**附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十八年証券取引法改正法の規定の実施状況・社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附則（平成一八年一二月一五日法律第六〇九号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

**附則（平成一六年六月一日法律第一号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**附則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定による政令で定める日から施行する。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、理事（新優先出資法第二十二条第七項に規定する理事をいう。）又は監査役（新優先出資法第二十二条第八項に規定する監査役をいう。）の決定をもつて、当該権利の内容を定めなければならぬ。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則（平成一六年一二月三日法律第一五二号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定による政令で定める日から施行する。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、理事（新優先出資法第二十二条第七項に規定する理事をいう。）又は監査役（新優先出資法第二十二条第八項に規定する監査役をいう。）の決定をもつて、当該権利の内容を定めなければならぬ。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則（平成一九年六月八日法律第七八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。



八十四条第一項及び第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（並びに「を（及び）に改め、（及び第四項）を削る部分に限る。」）同法第六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十二条の改正規定（（一）、第二十一条第一項及び第二項（印鑑の提出）を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第二百六十二条第一項第五号中「会社更生手続（平成十四年法律第二百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と）を加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律特例等に関する法律第二百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第二百八十三条第一項の改正規定（（二）、第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第二百七十七条を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「、第二十一條から第二十七号まで（（一）に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する「商業登記法」（とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第百八十九条第一項において準用する商業登記法（第三条第一項において準用する商業登記法（（一）と、（商業登記法第二百四十五条）とあるのは「資産の流動化に関する法律（（二）、第五十二条第一項において準用する商業登記法（（一）と）を加える部分を除く。）及び同法第三百六十二条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（（（三）と）を除く。）を削る部分に限る。）、第五十二条第一項において準用する商業登記法（（一）と）を加える部分を除く。）及び同法第三百六十二条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（（一）、同法第九百三十七条

第一項中「第九百三十条第一項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条第四項の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定（前号に掲げる部分を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（第十七条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定及正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十九条中農林中央金庫及び特定農業産業協同組合等による信用事業の再編及び強化の改正規定及び同法第一百条第二項の改正規定並びに同法第二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章規定、第八十九条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に二条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章規定、第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九

**第一条** この法律は、公布の日から起算して四年（施行期日）

一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二十五条の規定

二 公布の日

(政令への委任)  
**第一百二十五条**

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日